

自治基本条例に基づく制度等の運営状況について、条文ごとの取組状況を調査し、川崎市における市民自治に関する取組を全般的に確認しました。

条項	制度・施策名	主な取組
第8条 事業者の社会的責任	■国連グローバル・コンパクト 国連が提唱した取組。「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野からなる10原則。	○国連グローバル・コンパクトに署名(H17年度)
	■かわさきコンパクト 国連グローバル・コンパクトの理念を市内で展開。市が提唱し、企業・組織、市民が自発的に参加。	○ビジネス・コンパクトの登録開始(H18年度) ○市民コンパクトの登録開始(H20年度)
	■総合評価一般競争入札制度 審査基準により評価。社会貢献度、性能等及び入札金額を総合的に評価し、最高の評価点となった者を落札者とする方式。	
第9条 コミュニティの尊重等	■町内会・自治会への支援 町内会・自治会の活動をはじめ、自主防災活動や資源集団回収事業など市民の活動に対する補助・助成金、奨励金等の支給。	
	■市民活動推進委員会 市民活動支援指針の円滑な執行と、市民活動の一層の活性化を図ることを目的に設置。	○第4期市民活動推進委員会の設置(H20年度) 協働型事業の推進に関する検証 ○第5期市民活動推進委員会の設置(H22年度) 市民活動支援拠点に関する検証
	■都市型コミュニティの推進 町内会・自治会と市民活動団体等が連携して行う事業をモデルとして実施するとともに検証し、町内会・自治会と市民活動団体との連携を促す方策へつなげていく。	○都市型コミュニティ検討委員会の設置(H20年度) ○都市型コミュニティ検討委員会報告書作成(H21年度) ○「地域コミュニティの活性化に向けた考え方」作成(H22年度)
	■かわさき市民公益活動助成金制度 活動の推進と将来の運営の自立・発展を目的とし、市内でボランティア・市民活動団体が行う「公益事業」を支援。	○助成金制度創設(H16年度)
第11条 議会の権限及び責務	■議会基本条例 議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与するために制定。	○議会基本条例施行(H21年度)
第15条 行政運営の基本等	■新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」 社会経済環境の変化に的確に対応した、本市が進めるまちづくりの基本方針。	○新総合計画策定、第1期実行計画策定(H17年3月) ○第2期実行計画策定(H20年3月) ○第3期実行計画策定(H23年3月)
	■行政改革プラン 効率的かつ健全な行政基盤を確立し、社会経済環境の変化に的確に対応するためのプラン。	○第1次プラン策定(H14年9月) ○第2次プラン策定(H17年3月) ○新行政改革プラン(第3次改革プラン)策定(H20年3月) ○新たな行政改革プラン(第4次改革プラン)策定(H23年3月)
第16条 財政運営等	■中期財政収支見通しの策定 ■財政の健全性の確保 ■財政に関する情報の公表	○財政状況一覧表の作成・開示(H17年度) ○財政フレームの策定(H20年3月) ○財政フレームの策定(H23年3月)
第17条 評価	■川崎再生ACTIONシステムの運用 ■政策評価委員会	
第18条 苦情、不服等に対する措置	■市民オンブズマン制度 市政に関する市民からの苦情申立てを公正・中立に処理し、市政を監視し、非違の是正や制度の改善を図る。	○市民オンブズマン条例(H2年11月)
	■人権オンブズパーソン制度 いじめ、虐待など子どもの権利の侵害やDV、セクハラなど男女平等にかかわる人権侵害の相談・救済申立てを受け、調査や調整を行い解決を図る。	○人権オンブズパーソン条例(H14年4月)
第22条 区民会議	■区民会議 区民の参加と協働による区における地域社会の課題の解決を図るために調査審議を行う。	○区民会議の試行実施(H17年度) ○区民会議条例施行(H18年4月) ○第1期区民会議設置(H18年度) ○第2期区民会議設置(H20年度) ○第3期区民会議設置(H22年度)

条項	制度・施策名	主な取組
第23条 情報提供	■市政だよりの発行、テレビ・ラジオなどによる広報 ■インターネット、メールマガジン等による広報拡大 ■市民便利帳の配布	○メールニュースかわさき配信開始(H19年度) ○無料で製作した市民便利帳の配布(H21年度) ○アクセシビリティ向上を図るためのサポートソフト「Zoomsight」導入(H22年度)
	■記者会見、報道への資料提供、取材対応の実施	○市のイベント情報などを記載した「報道掲示板」により記者クラブへ情報提供(H18年7月)
	■要綱等の公表	○要綱は平成19年7月から、要領等は同年11月からインターネット及び区役所等で閲覧開始
第24条 情報公開	■情報共有、情報公開の推進 情報公開制度に基づく市民の知る権利の保障。	○情報公開条例(S59年10月) ○条例の一部改正(H17年4月) ○電子申請による請求手続を導入(H18年7月) ○電磁的記録の複写媒体にCD、MOを追加(H21年9月)
	■個人情報の保護 個人情報の適正な取扱いと、市が保有する個人情報について、開示、訂正、利用の停止等を請求する権利の保障。	○個人情報保護条例(S61年1月) ○電磁的記録の複写媒体にCD、MOを追加(H21年9月) ○個人情報保護制度の概要を市民向けにホームページで広報
第26条 会議公開	■審議会等会議の公開 審議会等の開催のお知らせを情報プラザ・公文書館に常備。HPに開催日を掲載。	○審議会等の会議の公開に関する条例(H11年4月) ○条例の一部改正(H17年4月) ○ホームページリニューアル(H20年2月)
	■総合コンタクトセンターの設置・運営 市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情などを一元的に受け付ける「サンキューコール」を運営。	○総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」(H18年4月本格運用) ○区役所代表電話交換業務統合(2区・H20年4月) ○3区役所代表電話交換業務統合(計5区・H22年10月)
第27条 情報共有の手法等の整備	■ITを活用した参加と協働の仕組みづくり	○宮前区と民間のポータルサイトとの連携による地域ポータルサイトの開始(H18年7月) ○民間地域ポータルサイト(全市版)の活用(H20年1月)
	■多様な参加の機会の整備 多様な手法により、市政に対する意見、要望、評価などを聞く機会を設ける。	○市長への手紙 ○かわさき市民アンケート(年2回 各3,000名) ○全市を対象としたタウンミーティング・説明会
第28条 多様な参加の機会の整備等	■審議会等への女性の参画促進 審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざす。	
	■附属機関等の設置等に関する要綱 ■附属機関等の委員公募実施指針 市の計画、施策等の策定などについて、審議会等を設置する際は、市民公募委員が含まれることを原則とする。	○要綱及び指針の施行(H9年7月)
第29条 審議会等の市民委員の公募	■パブリックコメント手続条例 市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、市民の意見を募り、提出された意見を十分考慮して政策等を定める制度。	○パブリックコメント手続条例施行(H19年4月)
第30条 パブリックコメント手続	■住民投票条例 市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで住民の意思を確認する制度。	○住民投票制度検討委員会(H17年12月～H18年9月) ○住民投票条例の施行(H21年4月)
第31条 住民投票制度	■協働型事業のルール 市民活動団体と行政が共通の目標に向かって協働で行う事業(協働型事業)を実施する際の基本的な考え方や手順を示すもの。	○協働型事業のルールの策定(H20年2月) ○協働推進窓口の設置(H20年7月)
第32条 協働推進の施策整備等	■自治推進委員会の運営 自治運営の基本原則(情報の共有、参加及び協働)に基づく制度等の在り方について調査審議する。	○第1期自治推進委員会(H19年2月～H20年3月) ○第2期自治推進委員会(H20年11月～H22年3月) ○第3期自治推進委員会(H22年12月～H24年3月)
第33条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議	■自治体間の連携 ■県市間の権限移譲の取組 ■全国市长会・指定都市市长会・九都県市首脳会議等との連携による取組(国への施策提言や要望活動、調査研究等) ■県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲の取組	○川崎市大都市制度等調査研究報告書とりまとめ(H20年度) ○「地方分権の推進に関する方針」策定(H22年度)
第34条 国や他の自治体との関係		

※ここでは具体的な制度や施策のある条文について、掲載しました。